

平成28年度

事業計画

社会福祉
法人 別府市社会福祉協議会

平成28年度事業計画

基本方針

少子高齢社会の一層の進展や人口減少並びに核家族化等に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加し、家族内の見守りや介護機能の低下、地域連帯感の希薄化によるコミュニティの脆弱化が叫ばれる中で地域においては生活困窮、虐待、ひきこもり、孤独死や自殺、災害時支援、消費者被害など、地域からの孤立を起因とする様々な生活課題が深刻化しています。

このような中、身近な地域での住民のつながり・地域活動、社協活動への期待、重要性が増しているところであり、本会としては「みんなで創り・育む、安全・安心して生活できる“わがまち別府”」という基本理念の実現に向けて、これまで以上に共助の層を厚くしていきます。

別府市から受託しています「生活困窮者自立相談支援事業」については、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等を実施し生活困窮者の自立をより一層促進いたします。

また、「介護支援ボランティア事業」についても、市民の皆さまの生きがいにつながる福祉活動としてより一層の推進をしてまいります。

介護保険制度の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が創設され、別府市も平成27年4月から移行となりました。経営面においては厳しい環境となりますが、利用者の細かいサービスにより対応できるよう事業運営体制の見直しを図りつつ、安定的な経営に努めてまいります。

本会としては、本年度、上記のような取り組みを柱として、地域包括ケアシステムの構築や介護予防・日常生活支援総合事業の実施にも寄与すべく、以下に示す重点目標を掲げて関係団体などと連携して計画的な事業展開を図ってまいります。

重点目標

- 1 地域に理解され、信頼される社協づくりの推進
- 2 社会福祉法人制度の見直しに関する対応
- 3 第3次別府市地域福祉活動計画の策定
- 4 生活困窮者自立相談支援事業の充実
- 5 介護支援ボランティア事業の充実
- 6 介護保険サービス・障害福祉サービスの充実

各事業の個別目標

主旨

社会福祉協議会は、地域福祉の推進に必要な事業を行うため、次のような部門を持ち事業体制を確立する。

管理部門

管理係

効率的な法人運営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整を行い、社会福祉協議会全体の適切な管理（マネジメント）業務を行う。

- 1) 「社会保障審議会福祉部会」報告書による社会福祉法人制度の見直しに関する対応。
- 2) 平成26年度に開設したホームページを充実させ、市民の方にわかりやすく、利用しやすいように社協だよりと併せて広報に努める。
- 3) 積極的に研修会に参加し、職員の人材育成及び資質向上に努める。
- 4) 別府市社会福社会館及び別府市北部コミュニティーセンターの施設の運営管理。

福祉推進部門

福祉推進係

住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりや福祉コミュニティづくりなどを展開し、地域福祉の推進に努める。

<日常生活自立支援事業（大分県社協受託事業）>

別府市あんしんサポートセンターは、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等判断能力の不十分な方が地域で安心した日常生活を送るため、支援に向けた相談・情報提供・連絡調整・見守り・金銭管理等の福祉サービス利用援助契約を本人と行い、生活支援員を派遣するとともに、地域や関係機関と協働して契約者の自立生活を支援する。

<高齢者福祉事業>

<介護支援ボランティア事業(別府市受託事業)>

65歳以上の高齢者の方が、介護保険施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントが付与される仕組みで、社会参加を通じた介護予防の推進と協働による地域コミュニティの活性化を図り、生きがい健康づくりに役立てていただくとともに、地域やボランティア活動への参画を奨励する。

<生活困窮者自立相談支援事業（別府市受託事業）>

生活困窮者が経済的困窮状態や社会的孤立から脱却することを支援するため、生活困窮者の把握、相談窓口の設置、自立支援計画の策定など、生活困窮者の自立支援に必要な取り組みを行う。

また、早期発見、早期対応のためのアウトリーチ、多様な福祉課題、生活課題のある人への就労を含むきめ細かな寄り添い型の支援等、役割が十分果たせるよう努める。

<居宅介護支援事業>

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。

指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者の不当に偏することのないように、また保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調査を査を行う。質の高いケアマネジメントを行うよう職員間の情報交換・課題の共有・相談がよりスムーズに図れるよう活性化に努める。

<訪問支援事業>

介護保険法及び障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に基づく指定事業、別府市障害者移動支援事業（別府市受託事業）において在宅サービスの提供に努める。

要介護及び要支援認定、障害程度区分を受けた方が、在宅で自立した日常生活を営むことができるように、ホームヘルパーが訪問し、家事援助や身体介護等の支援を行う。

本会が実施する訪問介護、居宅介護等の事業において、市民が快適な在宅サービスを送るために、介護保険法及び障害者総合支援法等の適用外のきめ細やかなサービスを利用者からの要望により有償で行う。

< 共同募金事業 >

大分県共同募金会別府市共同募金委員会事務局として、赤い羽根共同募金運動及び歳末たすけあい募金運動の活動を行う。

1) 赤い羽根共同募金 (運動期間10月1日～12月31日)

戸別世帯・職場・学校・法人等に働きかけ、広く募金運動を周知し、地域福祉推進への関心を高め、各種団体助成金事業
友愛訪問事業・在宅高齢者・障がい者助成事業等に活用する。

2) 歳末たすけあい募金 (運動期間12月1日～12月31日)

共同募金運動の一環として募金活動を行い、集められた浄財は、施設、団体への助成及び在宅高齢者・特別児童に寒中お見舞い事業として配分する。

< 貸付事業 >

【生活福祉資金】大分県社協受託事業

低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう援助する。

なお、生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

【臨時特例つなぎ資金】大分県社協受託事業

離職者を支援するための公的給付制度又は、公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付けることにより、その自立を支援する。

【福祉資金】

緊急的な資金を必要とする低所得者に対し、5万円を上限に貸付を行う。

< 相談事業 >

弁護士及び元簡易裁判所判事による専門的相談や民生委員・児童委員による相談等、市民の生活上の悩みごとや心配ごとを持った方々の相談に応じ、個々の相談案件について適切な助言や指導にあたる。

< ボランティアセンター事業 >

ボランティアセンターとしての機能の充実強化を図るため、ボランティアの拡大と活性化を図る。ボランティア活動に関する相談を受け、活動紹介・情報提供及び活動支援を行う。

また、九州北部豪雨災害を教訓とし、災害発生時に迅速に機能する災害ボランティアセンターの設置及び運営できる体制づくりと地域づくりに取り組む。

< その他事業 >

寄付者の意向を確認し、一般寄付・香典返しについては本会活動に有効活用するとともに、市民の善意で送られた車いすについても無料貸出を通じて、引き続き有効に活用する。

また、社協活動をより活発にするため、広報媒体（社協だより・ホームページ）を通じて、賛助会員の加入増強促進に努める。